

工場立地法施行規則の一部改正（施行日 平成 24 年 6 月 15 日）

工場立地法施行規則が一部改正され、売電用の太陽光発電施設が工場立地法における環境施設に位置付けられました。

概要

工場立地法施行令の一部改正（平成 24 年 6 月 1 日施行）により、太陽光発電施設を工場立地法における届出対象施設から除外したことに伴い、これまで自家発用の太陽光発電施設のみ工場立地法における環境施設に位置付けられていたところ、工場立地法施行規則第 4 条を改正し、売電用の太陽光発電施設についても環境施設として位置付けられました。